

平成16年度納期限一覧

月	税(料)目	納期限
4月	軽自動車税 全期分	平成16年 4月30日(金)
5月	固定資産税 全期・1期分	5月31日(月)
6月	町県民税 全期・1期分	6月30日(水)
7月	固定資産税 2期分 国民健康保険税 全期・1期分 介護保険料 全期・1期分	8月2日(月)
8月	町県民税 2期分 国民健康保険税 2期分 介護保険料 2期分	8月31日(火)
9月	固定資産税 3期分 国民健康保険税 3期分 介護保険料 3期分	9月30日(木)
10月	町県民税 3期分 国民健康保険税 4期分 介護保険料 4期分	11月1日(月)
11月	固定資産税 4期分 国民健康保険税 5期分 介護保険料 5期分	11月30日(火)
12月	町県民税 4期分 国民健康保険税 6期分 介護保険料 6期分	12月27日(月)
1月	国民健康保険税 7期分 介護保険料 7期分	平成17年 1月31日(月)
2月	国民健康保険税 8期分 介護保険料 8期分	2月28日(月)



町税等は納期限内に

平成16年度の町税・介護保険料の納期限は次の一覧のとおりです。忘れずに、納期限までに納めてください。

なお、口座振替を行っている方は、次の表の納期日に指定の口座から引き落とすようになりますので、残高の確認をしてください。

4/23まで
軽自動車税の減免申請

身体障害者等のために利用されている軽自動車について、一定の条件に該当する場合は一人1台(自動車税も含む)に限り減免の措置があります。減免を受けられる方は、4月23日(金)ま

- でに税務課で申請してください。
- 持参するもの
 - ①身体障害者手帳、療育手帳等
 - ②運転免許証
 - ③減免を受けようとする車の車検証
 - ④印かん
 - ⑤平成16年度軽自動車税納税通知書
- 問合せ 役場税務課税班
☎1211

軽自動車税(3・4輪)の

使用者、所有者等の変更及び

廃車の手続きについて

使用者又は所有者
が変わった場合

※自動車検査証記入申請書(第1号様式、又は専用2号様式)

自動車検査証

・使用者の住所を証する書面(印鑑証明書、住民票、住所証明書等で発行日から3ヶ月以内のものが2通必要です。)

・新しい使用者の印(個人の場合は、認印。法人の場合は、代表者印。)又は、本人の署名が必要で

す。

・新、旧所有者の印(個人の場合は、認印。法人の場合は、代表者印。)

・車両番号標(ナンバープレート前後2枚)管轄等が変更する場合。

・税申告書 検査協会構内の財団法人関東陸運振興財団に用意してあります。

軽自動車の使用を一時的に中止した場合(廃車)

※自動車検査証返納証明交付(返納届)申請書(第四号様式)

自動車検査証

・車両番号標(ナンバープレート前後2枚)

・使用者の印(個人の場合は、認印。法人の場合は、代表者印。)又は、本人の署名が必要で

す。

・使用者と所有者が異なる場合は、所有者印も必要となります。

・税申告書 検査協会構内の財団法人関東陸運振興

財団に用意してあります。

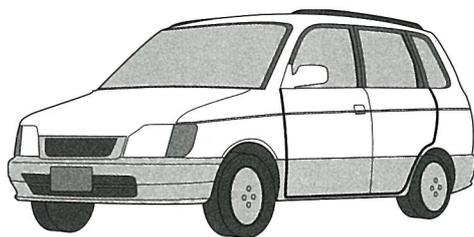
※は、当検査協会構内の千葉県軽自動車協会(販売部40円)しております。申請の届出人は、ご本人でもよろしいです。また委任状もありません。

問合せ 軽自動車検査協会 千葉事務所

☎043(245)0163

テレホンサービス

☎043(245)9191



税の一句

早春の光はあふれ心豊か

確定申告終りし今日は

納期限

4月30日(金)は軽自動車税の納期です。納め忘れのないようお早めに。